



国土交通省

東北運輸局福島運輸支局
プレスリリース

《発表記者会：福島県政記者クラブ》

平成29年12月26日
国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局

大沼郡会津美里町の 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する 輸送施設の使用停止の処分書を交付しました。

平成29年2月23日に東北運輸局福島運輸支局が一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は、下記のとおり輸送施設の使用停止の処分書等を交付しましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分書等の交付年月日
交付年月日：平成29年12月25日
2. 行政処分等対象事業者及び営業所
事業者：株式会社社会津西交通 代表取締役 真鍋 大輝
(法人番号2380002033628)
福島県大沼郡会津美里町永井野字八月田1498番地1
営業所：本社営業所
福島県大沼郡会津美里町永井野字八月田1498番地1
3. 行政処分等年月日
平成29年12月19日
4. 行政処分等の概要
 - ①事業用自動車の使用停止処分
平成29年12月25日から平成29年12月27日まで
(20両×3日間停止)
 - ②文書警告
5. 違反の概要
(裏面へ続く)

《問い合わせ先》

東北運輸局 福島運輸支局 輸送・監査部門

担当：及川、松原

TEL：024-546-0345

音声ガイダンス「3」

5. 違反の概要

①事業用自動車の使用停止処分

1. 届出を行った旅客の運賃及び料金の収受を適切に行っていなかった。

(道路運送法第9条の2第1項)

②文書警告

1. 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。

(道路運送法第27条第3項)

- ・ 運送引受書の記載を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)
- ・ 点呼の規定事項の記録を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
- ・ 運転者に対する指導及び監督の記録を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)